

介護事業者・従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書

人口急減・超高齢社会となる我が国において、これからの地域社会を守り、豊かなものにしていくためには、国民が将来にわたっていずれの地域においても不安を感じることなく、安心して暮らすことのできる地域包括ケアシステムの構築が不可欠である。

また、介護サービスの提供、福祉的地域づくりの面はもとより、我が国のこれからを支える地域の基盤産業として、雇用・地域経済の観点からも介護分野が果たす役割は大きなものがあり、今後ますますの発展が望まれる。

しかし、政府からは、社会保障と税の一体改革のもと効率化と重点化を進める中で、市場経済に照らした適正化を図るとして、介護報酬の大幅な削減の提案がなされた。

大幅な報酬削減を行うことは、高齢者の暮らしに多大な不安をもたらし、地域包括ケアシステムの担い手としての介護従事者の処遇改善を停滞させるだけでなく、生活不安からくる離職、地域経済の衰退へとつながる「負のスパイラル」を到来させることになる。

よって、国におかれては、消費税財源の確保のいかんにかかわらず、次の事項を実施されるよう要望する。

- 1 平成 27 年度介護報酬改定において、介護報酬の大幅な削減を行わないこと。
- 2 介護従事者の処遇改善加算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 浜 田 英 宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 様